



2026年1月13日

各 位

会社名 スターシーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雅順  
(東証スタンダード・コード:3083)  
問合せ先 管理部長 竹谷 治郎  
(TEL.03-6721-5891)

## 第4回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2026年1月13日開催の取締役会において、2024年3月15日に発行した第4回新株予約権の一部譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権譲渡の承認を行った理由

当社は、2024年2月9日付「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年3月15日を期日として第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行し、株式会社Blue lagoon(以下、「Blue lagoon」といいます。)に38,080個(3,808,000株)、株式会社秀和建工に6,720個(672,000株)を割り当てておりました。

その後、2025年4月15日付「第4回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Blue lagoonからみらい再生支援機構合同会社(以下、「みらい再生支援機構」という。)へ本新株予約権10,000個(1,000,000株)が譲渡されております。

また、2025年6月12日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、本新株予約権の行使によって調達する資金について、系統用蓄電池事業等への充当を予定しております。

そのような状況の中、みらい再生支援機構から、当社が必要としている資金需要を満たすことにご理解を頂き、保有する本新株予約権3,000個(300,000個)の全てをLEOMO. Inc.(以下、「LEOMO」という。)に対し譲渡することについての承認依頼がありました。

譲渡先であるLEOMOにつきましては、本新株予約権の譲受目的が純投資であり、当社に対する経営支配を意図するものではない旨の説明を受けております。また、譲受ける本新株予約権3,000個について、2026年1月20日までに行使請求を行う予定であることを把握しております。

資金面については、同社から提出された取引金融機関発行の現預金通帳の残高証憑(2026年1月13日現在)及び聴取により確認した今後の入金予定により、早期の行使が可能な資金状況にあることを把握しております。

さらに、同社の属性については、日本リスク管理センター株式会社(本社 大阪府大阪市中央区城見2丁目2番22号 マルイトOBPビル3F 代表取締役 神々輝彦)が提供する反社会的勢力データベース (JCIS WEB DB)による照会を行い、反社会勢力との関係がないことを確認済みであります。

以上を総合的に勘案し、本新株予約権がLEOMOへ譲渡されることは、当社の資金調達の円滑化に資するとともに、当社が推進する系統用蓄電池事業の進展に寄与するものと判断し、本件譲渡を承認いたしました。

※みらい再生は、本日までに本新株予約権6,600個(660,000株)を行使済みです。

## 2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲渡人	みらい再生機構合同会社
(2) 譲渡先	LEOMO. Inc.
(3) 譲渡個数(目的となる普通株式数)	3,000個(300,000株)
(4) 譲渡金額	10円(個)
(5) 譲渡承認日	2026年1月13日
(6) 譲渡日	2026年1月13日(予定)

## 3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	LEOMO. Inc.
(2) 所 在 地	(本店) アメリカ合衆国コロラド州ボルダー市カーボンプレーススト 100 番地 3200 号 (支店) 東京都千代田区富士見二丁目 4 番 11 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役 加地 邦彦
(4) 事 業 内 容	インターネットサービスの提供、コンサルティング ソフトウェア等の輸出入
(5) 設 立 年 月	2012年3月
(6) 上場会社と当該会社との間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

## 4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

### (参考)

当社第4回新株予約権の概要

- 新株予約権の名称 株式会社シーズメン 第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
- 本新株予約権の払込金額の総額 金 67,200,000 円
- 申込期日 2024年3月15日
- 割当日及び払込期日 2024年3月15日
- 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。  
株式会社Blue lagoon 38,080個  
株式会社秀和建工 6,720 個
- 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,480,000 株とする（本新株予約権1個当

たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 44,800 個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,500 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 500 円とする。

以上